

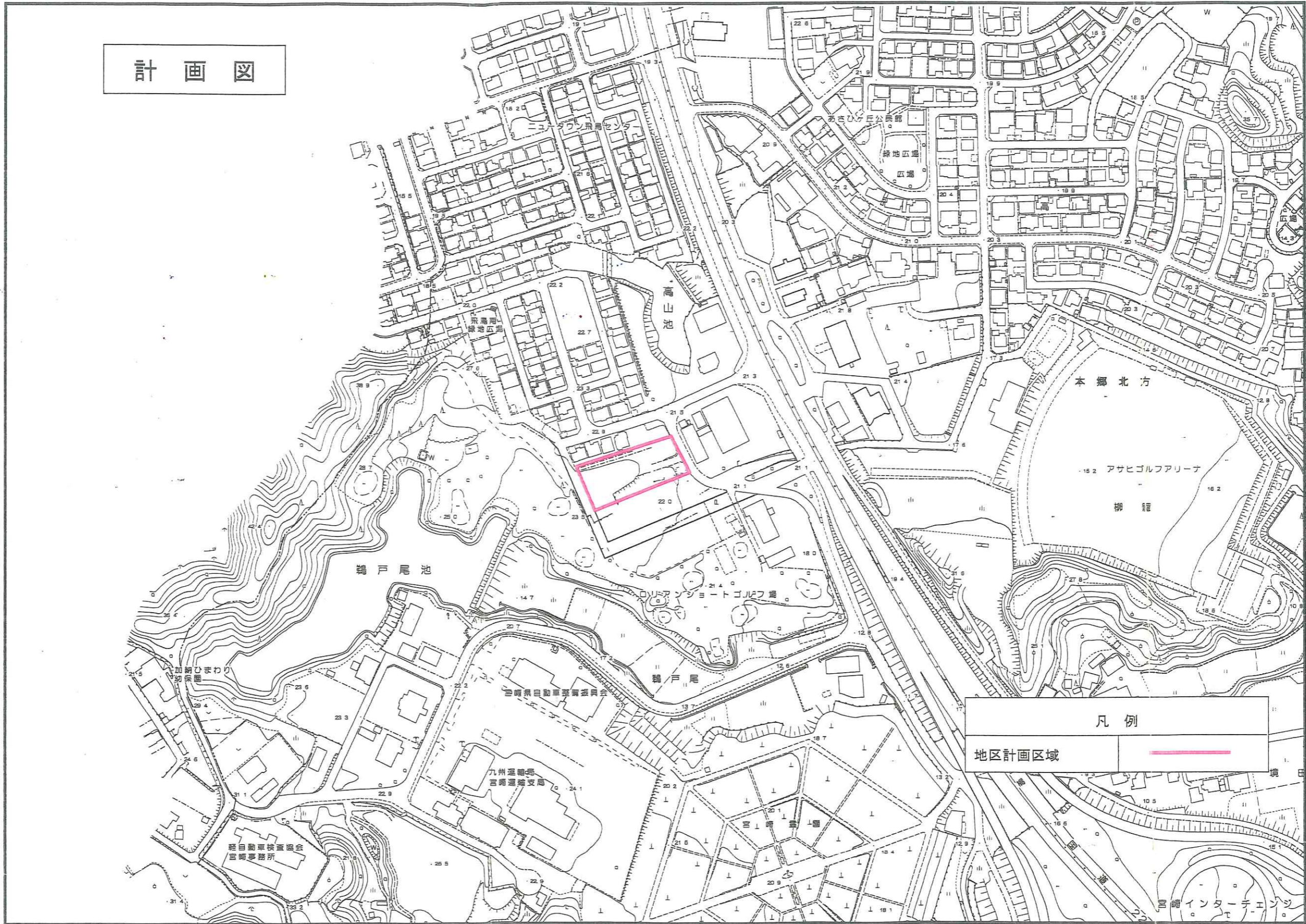
本郷北方地区 地区計画

【最終都市計画決定：平成 18 年 12 月 5 日】

名 称		本郷北方地区 地区計画				
位 置		宮崎市大字本郷北方字高山、字鶴戸尾 地内				
面 積		約 0. 3 h a				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、本市の中心部から南に約 5km に位置し、国道 220 号（南バイパス）、九州運輸局宮崎運輸支局、宮崎霊園に囲まれた一面にあり、既存の市街化区域に隣接している。</p> <p>今後、一部地域について住宅地の開発が行われる予定であるため、事業に先立ち地区施設としての道路の配置を定め、開発計画における不良な街区の形成をあらかじめ予防するとともに、良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	良好な低層住宅地の形成に努める。				
	建築物等の整備の方針	<p>本地区及び周辺の良好な居住環境を維持、保全するため、第一種低層住居専用地域と同等の建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度の制限を行うとともに、建蔽率及び容積率の最高限度については、北側に隣接する住宅地に合わせるものとする。</p>				
地区	地区施設の配置及び規模	地区内を東西に結ぶ区画道路を 1 路線配置し、良好な住環境の形成を図るものとする。				
		種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		道 路	区画道路	6 m	約 83 m	
区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（イ）項各号に掲げる建築物（第一種低層住居専用地域に建築することができる建築物）以外は建築してはならない。				
	建築物の容積率の最高限度	60%				
	建築物の建蔽率の最高限度	40%				
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。				
	建築物等の高さの最高限度	10m				

「区域は計画図表示のとおり」

計 画 図



凡 例
地区計画区域